

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	6 件

三重国民年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの期間及び45年12月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年3月まで
② 昭和45年12月から46年3月まで

両親は既に他界しているが、私が若い時に市役所の職員に国民年金保険料の未納があることを指摘されたため、父親が市役所に出向き、保険料をまとめて納付してくれた覚えがある。当時の保険料の額は記憶に無いが、その当時では結構な額だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の家族の国民年金保険料については、申立人の父親と一緒に納付していたと主張しているところ、当時同居していた申立人の両親は、申立期間を含め国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みであり、申立人の兄についても、資格を取得した当初の3か月を除き、国民年金の加入期間についてすべて納付済みである上、申立人が当時居住していた市の記録によると、保険料の納付日が確認できる期間については、申立人及びその家族共にほぼ同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の記憶と符合している。

また、申立期間について、申立人の両親及びその兄の国民年金保険料の納付状況を見ると、3人共に昭和46年中（申立人の兄については、申立期間②のうち2か月間のみは昭和47年6月）に数回に分けてほぼ同一日に過年度納付又は現年度納付されている上、申立人の住所も当時その両親等と一緒にだったことが確認できることから、上記の納付状況を踏まえると、申立人についても、その父親が納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月から41年5月まで
② 昭和46年7月から47年6月まで
③ 昭和51年6月
④ 平成元年3月から6年2月まで

申立期間①についてはA市B区において、申立期間②及び③についてはC町において、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間④については、私の年金加入期間が短いため、集金人に国民年金の任意加入の手続を依頼し、毎月自宅に保険料の集金に来てもらっていたが、当時の集金人に電話したところ、古いことで何も覚えていないと言われた。私が申立期間④に保険料を納付していたことは、友達が覚えている。国民年金制度開始後、しばらく未納があったことは承知している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①及び②について、申立人は集金人に国民年金保険料を納付していたとするのみで、保険料額等具体的な記憶が明確でない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納がある上、申立期間①については、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入対象期間となるが、種別変更手続が行われた形跡も無く、申立期間②については厚生年金保険に挟まれた期間であるが、申立期間②の後に加入した厚生年金保険の喪失後における国民年金加入期間においても過年度納付している状況がみられるなど、必ずしも適切に保険料を納付してい

たとは言えない状況がうかがわれる。

加えて、申立期間④について、申立人は、集金人に国民年金の任意加入の手続を依頼し、国民年金保険料も当該集金人に納付していたと主張しており、申立人の友人等も、申立人が申立期間④に当該集金人に保険料を納付していたと供述しているが、当該集金人に聴取したところ、「少なくとも平成元年以降は国民年金保険料の集金業務には携わっておらず、60歳以上の国民年金の任意加入者に対しても集金を行った記憶は無い。」としている上、町に照会した結果においても、「昭和50年代末に集金人制度をいったん廃止しており、当該集金人もその時点で退職した。」と回答している。その上、申立人は、平成3年7月から4年3月までC町を転出し住所をD県に異動していることから、当該期間はC町では保険料の納付はできない上、社会保険庁及び町の記録においても、申立人が申立期間④に国民年金に加入した形跡は無い。

このほか、申立期間①、②及び④について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、当初、昭和51年6月から52年6月まで未加入期間とされていたものを、平成21年3月に昭和51年7月から52年6月まで納付済みに記録が訂正されたため、1か月のみ未納期間となったものである。しかしながら、納付済みに訂正された期間については時効により納付できない期間も含まれていることから、行政側の記録管理が不適切であったと考えられ、申立期間③についても納付されていたと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。私は、昭和32年1月1日にA社に入社し、平成7年4月1日に退職するまで会社に在籍していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、事業主の供述及び同僚が保管していた給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の昭和32年10月及び34年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで
20歳のころ、母親が営んでいた商店を手伝っていた。国民年金制度が始まった時、母親は国民年金に加入しなかったが、勤めをしていない私の将来を考えて、私だけ国民年金に加入させ、集金人に国民年金保険料を納付してくれた。当時は、母親任せであったので、保険料納付等について具体的な記憶は無く、母親も現在93歳で当時の記憶も無いが、20歳になってからは保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も高齢のため申立期間当時の状況について記憶が無く、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月ごろに払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿により国民年金保険料の納付状況を見ると、昭和40年4月に39年4月から40年3月までの保険料を納付していることから、同年4月に国民年金の加入手続を行い、その時点で市に対して現年度納付が可能であった昭和39年度の保険料から納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

昭和63年ごろに銀行にローンの相談に行ったのをきっかけに国民年金保険料を納め始めた。妻が夫婦二人分の保険料をA市B出張所に納めていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市B出張所において納付していたと主張しているが、申立人夫婦は平成元年1月にA市B町に転居していることが確認できる上、申立人夫婦共に申立期間直前の昭和63年1月から同年12月までの保険料を平成2年2月2日から3年1月28日の間に4回に分けて同一日に過年度納付していることが確認できるところ、申立人の妻に聴取しても、現年度納付と過年度納付を併せて納付していた記憶も無いことから、申立人の妻が納付した期間は、当該期間であったとも考えられる。

さらに、申立期間については、平成元年4月から同年7月までの期間を除き、申立人の妻も未納となっている。

加えて、社会保険庁の記録によると、平成4年12月に申立人夫婦に対してそれぞれ国民年金保険料の納付書が作成されていることから、申立人夫婦共に少なくとも2年11月以降に未納期間があったことが確認できるが、申立人は3年4月から厚生年金保険に加入しているものの、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険加入後に過年度納付した明確な記憶は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの期間及び同年7月から6年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年3月まで
② 平成元年7月から6年7月まで

昭和63年ごろに銀行にローンの相談に行ったのをきっかけに国民年金保険料を納め始めた。私が夫婦二人分の保険料をA市B出張所に納めていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。また、第3号被保険者となった後も、保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立人夫婦二人分の国民年金保険料をA市B出張所において納付していたと主張しているが、申立人夫婦は平成元年1月にA市B町に転居していることが確認できる上、申立人夫婦共に申立期間①直前の昭和63年1月から同年12月までの保険料を平成2年2月2日から3年1月28日の間に4回に分けて同一日に過年度納付していることが確認できるところ、申立人に聴取しても、現年度納付と過年度納付を併せて納付していた記憶も無いことから、申立人が納付した期間は、当該期間であったとも考えられる。

さらに、申立期間①及び②のうち申立人が国民年金の第3号被保険者となる前の平成3年3月までは、申立人の夫も未納となっている上、社会保険庁の記録によると、4年12月に申立人夫婦に対してそれぞれ国民年金保険料の納付書が作成されていることから、申立人は、申立期間②のうち少なくとも2年11月以降に未納期間があったことが確認できる。

加えて、申立期間①直後の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険

料を3年5月29日に過年度納付しているが、その時点では申立期間①の保険料は時効のため納付することはできない。

その上、申立期間②のうち平成3年4月から6年7月までは第3号被保険者となっているが、市の記録によると、種別変更手続は3年5月31日に行われていることから、数年にわたり市から国民年金保険料の納付書が送付されるとは通常考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 635

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から53年3月まで
市役所の委嘱状を持った若い人から、国民年金に加入するよう再三説得され、その人に国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしてもらった。その後、保険料の未納期間があるので、その分を納めるように言われ16万円ぐらい納付したが、領収書は保存していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年3月8日に払い出されており、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付時期の明確な記憶は無いものの、国民年金の加入手続を行った後の半年ぐらいの間に16万円をまとめて納付したと主張しているため、第3回特例納付（昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）に係る申立てと考えられるが、納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している上、市に照会したところ、申立期間当時、市では特例納付に係る保険料の収納は行っていなかったとしている。

さらに、第3回特例納付の実施期間は昭和55年6月30日に終了している上、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、同年6月30日に54年4月から55年2月までの保険料を、同年10月27日に54年2月及び同年3月の保険料を納付していることから、当該期間の納付と申立期間の納付とを錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 636

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親が地区における集金の際に納めていたが、途中から近くの郵便局や銀行に納付に行っていたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親に聴取しても、申立期間当時の納付状況について記憶が明確でない上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年9月に払い出されているが、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、57年9月分より納付を希望する旨の記載があり、国民年金保険料の納付状況をみても、同年9月以降の保険料については現年度納付されていることから、この時期から納付を開始したものと推認できる。

さらに、昭和58年6月に57年4月から同年8月までの保険料を過年度納付しているが、国民年金加入手続を行った年度の未納分を補てんしたとしても不自然ではない上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで
昭和49年ごろ、市役所において、「今なら36年までさかのぼって国民年金に加入できる。」と聞き、夫婦二人で国民年金に加入した。後日、同市役所において、今までの分の国民年金保険料を一括納付し、保険料は二人分で20万円ほどだったと思う。申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月12日に夫婦連番で払い出されており、申立人は遡及納付したのは1回だけであると述べている上、社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫はそれぞれ、同年9月17日に第2回特例納付及び過年度納付により、40年8月から49年3月までの期間及び40年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、これらの期間について納付した保険料の総額は、申立人が納付したとする金額と近似している。

さらに、申立人及びその夫が国民年金への加入手続を行った昭和49年度から60歳到達までの国民年金保険料を納付した場合、申立人及びその夫の上記期間の納付月数は、年金受給資格を満たすために最低限必要な納付月数と一致することから、年金受給資格が得られる期間だけさかのぼって特例納付等を行ったことも考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、42年6月、同年7月、45年4月から47年3月までの期間、平成10年5月から11年1月までの期間及び14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年6月及び同年7月
③ 昭和45年4月から47年3月まで
④ 平成10年5月から11年1月まで
⑤ 平成14年3月

将来のことを考えて、国民年金制度が発足した時に加入し、国民年金保険料については自分で欠かさず納付していたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は五つの期間に及んでおり、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

申立期間①について、申立人は国民年金への加入手続等についての明確な記憶が無い上、申立人が当時居住していた町の記録、次に転居した市の記録及び社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)の記録共に、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入しているが、同年8月に資格を喪失し、37年4月に再加入している。このため、申立期間①のうち36年8月以降については、国民年金の未加入期間となっていることから国民年金保険料を納付できない上、申立期間①のうち同年7月以前についても、国民年金保険料を納付した形跡はみられない。

申立期間②及び③について、申立人が所持している昭和42年8月発行の国民年金手帳によると、申立期間②については印紙検認記録欄に未加入期間であ

ることを示す「×」印が記載されている上、申立人が当時居住していた市の記録においても未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、同手帳によると、申立期間③の直前の年度まで申請免除期間とされているが、申立期間③のうち昭和45年8月までの期間については、45年4月の婚姻に伴い被保険者資格が強制加入から任意加入に変更されたため、任意加入期間については免除申請ができないことから未納となったとしても不自然ではない上、申立人の戸籍の附票によると、申立人は同年9月から46年11月まで旧A町（現在は、B市）に転居しているが、B市に照会しても旧A町において国民年金に加入した形跡は無く、上記国民年金手帳の住所の変更欄においても、旧A町の住所は記入されていないことから、住所変更手続を適切に実施していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間③のうち昭和46年度に係る3枚綴りの国民年金保険料の納付書・領収証書（昭和47年度に社会保険事務所が発行したもの）を所持しているが、同納付書・領収証書には領収印も押されておらず、本来領収した金融機関が受け取るべきものも含まれていることから、同証書により納付したとは考え難い。

申立期間④及び⑤については、申立人は任意加入手続についての記憶が無い上、社会保険庁の記録においても、申立人が60歳に到達したことに伴う資格喪失手続の処理日を始め、申立人の任意加入期間とされている平成11年2月から14年3月までの期間（38か月）については、申立人は60歳到達時点で既に406か月は国民年金保険料を納付済みであるため、申立人の老齢基礎年金の加入可能年数444か月に達するために必要な期間が設定されているなど、不自然な点はみられない。

加えて、申立期間⑤の年度である平成13年度の国民年金保険料の納付状況を見ると、1か月分から3か月分までの保険料を不定期に納付している状況がみられる上、申立期間⑤の1か月の間に14年1月分及び同年2月分の保険料を2回納付していることから、申立期間⑤の保険料についても納付したものと錯誤している可能性もある。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年2月まで
昭和36年4月に結婚して以来、妻が自分の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私の分は未納となっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の妻も他界しているため、国民年金への加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月に払い出されており、54年6月に第3回特例納付により、43年3月から49年2月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、当該期間のうち、少なくとも46年4月から49年2月までについて、申立人の妻は現年度納付していることから、申立人及びその妻は、同じ時期に保険料を納付していたとは考えられない。

さらに、上記期間の特例納付が行われた時期に、申立期間についても特例納付により納付することは可能であったものの、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）を調査しても、申立期間について特例納付された形跡は無い。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 466

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 11 月まで

私が勤めていたA事業所は福利厚生条件が良かったため、厚生年金保険には加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとされるA事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険適用事業所として確認できないが、申立人が記憶している事業主名及び所在地等から当該事業所は「B社」（現在は、C社）という名称の事業所であることが確認できた。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、平成5年9月1日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の事業主は既に他界している上、当時の資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、昭和 52 年 9 月 1 日の標準報酬月額は 26 万円となっているが、53 年 10 月 1 日には 16 万円、54 年 9 月 1 日には 24 万円と大きく変動している。社会保険事務所で説明を受けたが納得できない。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答であり、これを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は「私の給料は基本給と歩合給の合計が支給されていた。」と主張しているところ、当時のA社に在籍していた同僚及びB社の担当者に当時の給与体系等について照会したところ、申立人の主張どおり営業職の給料は基本給と販売実績に基づく歩合給からなっていた旨の回答であったことから、申立人の給料が販売実績によって変動していたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 12 月 1 日までの期間に資格取得した者のうち、申立期間に同社に在籍していた営業職の同僚 3 人の標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人と同様に標準報酬月額が減額しており、中には、申立人と同額の減少幅となっている者もみられることから、申立期間は何らかの理由により販売実績が低下し営業職全体の報酬額が減額されていたことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 468

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から48年11月1日まで

A社に在籍していた時に、B社が設立され、私は同社に引き抜かれて施工管理責任者として入社した。同社は昭和35年5月に厚生年金保険の適用事業所となり、当時在籍していた従業員はすべて厚生年金保険に加入したとしており、私も申立期間については加入したと思っている。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における申立期間当時の複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた上、法人登記簿により判明した同社の当時の事業主は既に他界しており、同社の元役員も連絡先が不明であるため申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

また、申立期間にB社において在籍していた複数の同僚に照会したところ、そのうち二人の同僚から「厚生年金保険料の半分を自己負担しなければならないことや既に国民年金に加入していることなどを理由にすべての従業員が厚生年金保険に加入していた訳ではなかつたと思う。」との回答があつた上、同僚の中には、本人が入社したとする時期よりかなり後に厚生年金保険に加入している者もみられることから、同社においては、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがわれる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当時申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和42年5月に夫婦共に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間のうち36年4月1日までさかのぼって国民年金に加入している上、41年4月以降の国民年金保険料について納付しているが、このうち少なくとも昭和42年度から45年度までは現年度納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 469

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 22 日まで

私は、昭和 33 年 3 月に中学校卒業後、同年 4 月 1 日から 36 年 8 月 31 日まで A 病院で勤務していた。昭和 33 年 4 月からは同病院に見習いとして勤務し、34 年 4 月から 36 年 3 月は准看護婦学校へ通いながら勤務していた。准看護婦学校入学前に歯科を受診するため白い保険証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院は昭和 47 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本及び社会保険庁の記録で判明した当時の役員の一に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立人が勤務していたことは覚えているが、その時期等については記憶しておらず、当時の資料も残っていないとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に A 病院に在籍していた同僚二人に照会したところ、見習い期間及び准看護婦であった 1 年間は厚生年金保険に加入していなかったとの回答があった上、当該同僚の同事業所における厚生年金保険被保険者記録をみると、いずれも当人が採用されたとしている時期から 1、2 年後に資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 病院の健康保険厚生年保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 36 年 12 月 20 日まで

私は、申立期間にA市B局C事業所に日雇い労働者として働いた。その間は厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いとの社会保険事務所の回答には納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A市B局C事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について当該事業所を所管しているA市D局に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間におけるA市B局C事業所の同僚であると主張している二人に照会したところ、いずれも当時申立人と一緒に勤務した記憶はあるが、給与は日払いで支給されており厚生年金保険には加入していなかったと思うとの回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から26年3月まで

私はA社で鉄道の枕木や電柱を間尺していた。朝8時から夕方4時まで勤務していた。入社時に経理事務員から厚生年金保険に入ったことを聞いた覚えがあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成14年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、法人登記簿等で判明した当時の役員の中に一人に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人が勤務していたことは覚えているが、当時の事業主及び事務担当者は既に他界しており、当該事業所も登記簿上閉鎖していないが事実上廃業し、当時の資料も残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、その同僚のうち職種、勤務時間及び勤務期間が申立人とほぼ同様の者から「私は厚生年金保険に加入していない。当時、会社から厚生年金保険についての説明も無かったし、加入する者もいなかったと思う。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立期間について社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に

欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している厚生年金手帳番号払出簿に記載されている申立人の資格取得年月日は昭和 26 年 7 月 15 日となっており、これらの記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。